

令和元年大網白里市議会第3回定例会産業建設常任委員会会議録

日時 令和元年9月12日（木曜日）午後1時59分開会

場所 本庁舎 3階 第一会議室

出席委員（4名）

黒 須 俊 隆	委 員 長	石 渡 登志男	副委員長
山 田 繁 子	委 員	加藤岡 美佐子	委 員

欠席委員（1名）

花 澤 房 義	委 員
---------	-----

出席説明員

下水道課長	林 浩 志	下水道課主査 兼管理班長	片 岡 和 信
下水道課主査	松 戸 武 宣		
参事（建設課 長事務取扱）	石 川 達 秀	建設課副課長	石 井 勇

事務局職員出席者

議会事務局長	安 川 一 省	副 主 幹	花 沢 充
主任書記	鶴 岡 甚 幸		

議事日程

第1 開会

第2 委員長挨拶

第3 協議事項

(1) 請願の審査

- ・請願第 4号 笹塚地区排水路及び市道の整備に関する請願

(2) 条例等付託議案の審査

- ・議案第10号 大網白里市下水道事業の設置等に関する条例の制定について
- ・議案第12号 市道の廃止及び変更について
- ・議案第13号 「市道の廃止及び変更並びに認定について」の一部訂正について

第4 その他

第5 閉会

◎開会の宣告

○副委員長（石渡登志男副委員長） ただいまより産業建設常任委員会を開催いたします。

（午後 1時59分）

◎委員長挨拶

○副委員長（石渡登志男副委員長） 最初に、委員長から挨拶をよろしく願いいたします。

○委員長（黒須俊隆委員長） 皆さん、ご苦労さまです。

今回、当常任委員会で審議する内容は、請願1件、議案3件でございます。慎重審議、よろしく願いいたします。

○副委員長（石渡登志男副委員長） ありがとうございます。

◎請願第4号 笹塚地区排水路及び市道の整備に関する請願

○副委員長（石渡登志男副委員長） 続きまして、協議事項に入らせていただきます。

委員長、進行のほど、どうぞよろしく願いいたします。

○委員長（黒須俊隆委員長） 傍聴者の皆さんには引き続き傍聴を許可いたします。

協議事項に早速入ります。

本日の出席委員は4名です。委員会条例第14条の規定による定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

これより、当常任委員会付託となりました、請願第4号 笹塚地区排水路及び市道の整備に関する請願の審査を行います。

請願の内容については既にお配りしておりますので、朗読を省略させていただきます。

それでは、委員の方々の意見をお伺いしたいと思います。

委員の皆様、ご意見があれば挙手をお願いいたします。

協議会を開いて質疑をしたので、あまりこれ以上質疑等はないのかもしれないですけども、よろしいですか。

（発言する者なし）

○委員長（黒須俊隆委員長） ないようですので、それでは、討論があれば討論をお願いいたします。

希望者ございますでしょうか。

一つは、考え方として、財政的にはほぼ無理だけれども、市民の陳情を通してあげたいという気持ちと、その整合性をどう考えるかということだと思えるんですけども。この間の多くの陳情・請願は、現実的に財政的に無理な場合は不採択に、ほとんどの請願が不採択になってきたんですけども。私は大体採択しろと言ってきたんですけども。その考え方だと思えるんですけども。そういう意味で討論のある方は討論のほうをお願いいたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

石渡委員。

○副委員長（石渡登志男副委員長） 討論というよりは、住民の願いですのでね、今委員長からあったとおり、こういったことはできる限り同意していきたいと。ただ、その請願が通る通らない、仮に通ったとしても、今の財政状況から判断すると、果たしてどこまでこれが実行に移されていくのか。

私は建設課長のほうにちょっとお伝えしましたが、ある排水路整備関係でも、私は担当したのは四、五年は十分に、請願が通っていてもそれぐらいの月日がかかったと。ですから、ある意味では諦めずに長い目で見ていくことが大事なことじゃないかなという、そういう思いを私自身は持っています。それくらいですね。

○委員長（黒須俊隆委員長） 山田委員。

○山田繁子委員 笹塚のここの場所よく知ってましてね、本当にあそこは雨が降ったらあふれちゃうし、大変なところだと思います。このとおり本当に子どもたちもよく通るしね。住民にとっては何とかしてほしい、何とかしてあげたい。私たちからしたらね。要望ですよ。

先ほど言ったように、石渡委員がおっしゃったとおり、今の財政状況ですとちょっと長引くかもしれませんが、そのへん了解いただきながら。

そして、ここもやはり直したほうがよろしいですね、ちょっとね。ここの間違ったところをきちんと直して、そして再提出していただくということも対象になりますので、ぜひそのへんよろしくをお願いします。

以上です。

○委員長（黒須俊隆委員長） はい、どうぞ。

○加藤岡美佐子委員 一度に直そうと思ったら大金ですけども、危険な場所が見られましたよね。あれ、お年寄りや子どもが落ちたら上がれません。あんな深かったらね。危険なところとか、部分的にでもいいですから手を加えていろいろにはならないんでしょうかね。私はそういうふうに要望します。

○委員長（黒須俊隆委員長）　そうですね。恐らく、部分的に予算がつくなんてことがないとは限らないです。

局長、今、文言を修正するかしないかという話がちょっと出たんですけども、それについて考え方があれば。

○安川一省議会事務局長　この文章、この採決にかかっては字句の訂正はないと思います。ただ、今まで委員の中から、これから長い目で見るといふ表現がございました。ですので、今後改めて請願なり陳情なり出すときに、この誤り部分を訂正したものを出すというふうに私は理解をしました。この文章そのものを訂正をし、この会期中に上げていくという、そういうものではないと思います。

万が一これが継続審査になってしまいますと、議員の任期はこの11月でございますので、この会期中に採決に至らなければ、これは流れてしまいます。ですので、この会期中にきちっと一旦採決するというものでありますら、この一部分のところは誤りであることを承知の上で採決をすべきなのかなと思います。

○委員長（黒須俊隆委員長）　この請願そのものに関する間違いではないので、これはこの部分をそのまま、先ほど請願者から説明があったように解釈をして、それでは採決に移りたいと思います。よろしいですか。

それでは、お諮りいたします。

請願第4号を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（黒須俊隆委員長）　賛成総員です。

よって、請願第4号は採択と決しました。

請願第4号の審査を終わりにします。

以上で、当委員会に付託された請願の審査を終了いたします。

（請願者　退室）

◎議案第10号　大網白里市下水道事業の設置等に関する条例の制定について

○委員長（黒須俊隆委員長）　それでは、これより付託議案の審査を行います。

議案第10号　大網白里市下水道事業の設置等に関する条例の制定についてを議題といたします。

下水道課を入室させてください。

(下水道課 入室)

○委員長(黒須俊隆委員長) 下水道課の皆さん、ご苦労さまです。

ただいまから、当常任委員会に付託となった議案について審査を行います。

時間の関係もございますので、説明は簡潔明瞭をお願いいたします。

なお、説明終了後に各委員から質問等があった際は、挙手の上、委員長の許可を求めてから速やかにお答えください。

はじめに課長から職員の紹介をしていただき、続けて議案第10号の説明をお願いいたします。

課長。

○林 浩志下水道課長 それでは、出席職員を紹介させていただきます。

下水道課でございます。私の左隣が管理班長主査の片岡でございます。

○片岡和信下水道課主査兼管理班長 管理班長の片岡です。よろしくお願いいたします。

○林 浩志下水道課長 反対側、担当の副主査の松戸でございます。

○松戸武宣下水道課主査 松戸です。よろしくお願いいたします。

○林 浩志下水道課長 私、課長の林でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、座って説明させていただきます。

議案第10号の説明資料をごらんください。

大網白里市下水道事業の設置に関する条例の制定についてでございます。

1の制定の趣旨につきましては、国からの要請に基づきまして、下水道事業等の地方公営企業法を適用するため、地方公営企業法第4条の規定によりまして、下水道事業の設置及びその経営の基本に関する事項を定めようとするものでございます。

2の条例の概要につきましては、大きく4点ございます。

1点目は、下水道事業の設置としまして、公共下水道事業、農業集落排水事業及びコミュニティプラント事業を下水道事業として設置するものでございます。

2点目は、地方公営企業法を適用いたしまして、下水道事業に法の規定の全部を適用するものでございます。

3点目は、経営の基本といたしまして、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するよう運営しなければならないということと、施設の区域は次のとおりとしまして、公共下水道事業は、下水道法の規定による事業計画に定める施設及び区域。農業集落排水事業は、市農業集落排水処理施設条例の規定による施設及び告示した区域。コミニ

ティプラント事業は、市コミュニティプラント条例の規定による施設及び告示した区域としております。

そして、4点目は、組織といたしまして、下水道事業に管理者を置かないとするということと、下水道事業の事務を処理するため下水道課を置くというものでございます。

3の施行日につきましては、令和2年4月1日を考えております。

最後に、4の新旧対照表でございますが、地方公営企業法の適用に伴いまして、現在の大網白里市課設置条例のほか9つの条例につきまして、一部の改正が生じたものを新旧対照表で別紙のとおり示したものでございます。

以上、ご審議のほうお願いいたします。

○委員長（黒須俊隆委員長） それでは、委員の皆様、ただいまの説明にご質問等ございましたらお願いします。

議案第5号の改正も、これに伴うものとして考えていいですか。

○林 浩志下水道課長 はい、そうです。

○委員長（黒須俊隆委員長） 5号議案では、人数が13人から28人に引き上げとなっているんですけども、これは現時点で市長部局の人数がそのまま、名前だけ変わるというふうに考えてよろしいんですか。

○林 浩志下水道課長 おっしゃるとおり15名、現在の下水道課の職員をそのまま振り替えるということです。

○委員長（黒須俊隆委員長） 特に増えるとか減ったりはない、内容的には変わらないわけですね。

○林 浩志下水道課長 そのとおりです。

○委員長（黒須俊隆委員長） 委員の皆さん、何か質問等ございますでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（黒須俊隆委員長） 質問がないようなので、下水道課の皆様ご苦労さまでした。退席していただいて結構でございます。

（下水道課 退室）

◎議案第12号 市道の廃止及び変更について

◎議案第13号 「市道の廃止及び変更並びに認定について」の一部訂正について

○委員長（黒須俊隆委員長） 続きまして、議案第12号 市道の廃止及び変更について及び議

案第13号 「市道の廃止及び変更並びに認定について」の一部訂正についてを議題といたします。

それでは、建設課を入室させてください。

(建設課 入室)

○委員長（黒須俊隆委員長） 建設課の皆さん、ご苦労さまです。先ほどに引き続いてご苦労さまでございます。

それでは、ただいまから、当常任委員会に付託となった議案第12号と13号の審査を行います。

時間の関係もございますので、説明は簡潔明瞭にお願いします。

なお、説明終了後に各委員から質問等があった際は、挙手の上、委員長の許可を求めてから速やかにお答えください。

はじめに課長から職員の紹介をしていただき、続けて議案第12号及び13号の説明をお願いいたします。よろしくをお願いします。

○石川達秀参事（建設課長事務取扱） では、職員の紹介をさせていただきます。

私の右隣におりますのが副課長の石井でございます。管理班長を兼務しております。

○石井 勇建設課副課長 石井と申します。どうぞよろしくをお願いします。

○石川達秀参事（建設課長事務取扱） 私、課長の石川と申します。よろしくお願ひいたします。

それでは、議案の説明をさせていただきます。

まず、議案第12号 市道の廃止及び変更についてでございます。

今回、市道を廃止、変更しようという路線は、圏央道スマートインターチェンジ事業に関連する路線でございます。市道2-0351号線につきましては、資料のほうをごらんください。場所が表示してございます。2-0351号線につきましては、圏央道建設時には本線の供用にはアンダーパスで側道間をつないでいた路線でございますが、スマートインターチェンジを建設することにより道路の付け替えを行ったことにより、アンダーパス自体が閉鎖されたことから、市道の廃止をするものでございます。

続きまして、市道の2-0349号線につきましては、スマートインターチェンジ事業に係る側道でございますけれども、圏央道建設に伴いまして、市道2-002号線の付け替えが行われたことによる終点の変更と、終点側のほうが矢印のところですね。それと、起点箇所の隣接地の分筆に伴います地番の表示、これを変更しまして、スマートインターチェンジの完成

に伴い整理をし、変更をするものでございます。

ちょっとわかりにくいんですけども、矢印のほうが終点側、丸印のほうが起点側ということで、終点側は位置が若干手前に短くなっております。それと、起点側のほうが隣接の地番が変更になりましたので、今回変更に伴いましてそれを合わせて変更させていただいております。

議案第12号については以上でございます。

続きまして、議案第13号 「市道の廃止及び変更並びに認定について」の一部訂正についてでございます。

本議案につきましては、平成31年大網白里市議会第1回定例会において議決をいただきました、市道の変更路線、認定路線につきまして起・終点の表記に誤りがございまして、そういうことからこれを訂正させていただくものでございます。このたびは大変ご迷惑をおかけしまして、大変申しわけございませんでした。

まず、起・終点の表記の誤りの原因でございますが、本件は、瑞穂土地改良事業の事業完了に伴います市道の廃止及び変更並びに認定でございますけれども、その関係課との連携不足があったこと。次に、建設課によります登記事項証明書、これを地番のほうの確定をする際の登記事項証明書や公図等の図面の照合作業が不十分だったこと。さらには、内部チェックにおける複数の視点による確認作業を怠ったことが原因でございます。確認作業を実施しておれば誤りに気づくことができたものと考えておりますけれども、そこらへんについては大変申しわけなく思っております。

本件は事務的ミスによるものでありまして、今後このようなことが起こらないように、読み合わせの徹底など内部のチェックを強化するとともに、関係課とも連携強化、合議の実施による二重三重の確認作業を徹底し、再発防止に努めてまいりたいと考えております。

以上が議案の説明でございます。

○委員長（黒須俊隆委員長） ただいま説明のございました議案第12号及び議案第13号の内容について、質問がございましたらお願いします。

12号の0349号線の終点がちょっと短くなるというところありますね。その緑の002号線というのは、もう既に変更後のような状態になっているんですか。

○石川達秀参事（建設課長事務取扱） そのとおりでございます。

○委員長（黒須俊隆委員長） その002号線を変更したときに、なぜ0349号線を変更しなかったんですか。

- 石川達秀参事（建設課長事務取扱） そのときには0349号線は工事をまだ実施中でございまして、完了に至ってないというところで、この緑の部分ダブルで認定させていただいた後に0349号線、オレンジ色の路線が完了したことによって、今回修正をさせていただきました。
- 委員長（黒須俊隆委員長） なるほど。ダブルでやるなんてことは、普通にある手法なんですか。
- 石川達秀参事（建設課長事務取扱） はい。まれにあるものですがけれども、認定上、ダブル認定というのはございます。
- 委員長（黒須俊隆委員長） この13号のほう、いっぱいあるから①でも②でも説明しやすいやつでいいので、具体的にどんなふうにごう間違えたのか。この位置図を見ながらちょっと説明してくれますか。
- 石川達秀参事（建設課長事務取扱） 位置図の①、中央の一番真ん中、一番上をごらんください。それと、議案第13号という表になっているのが、一番上のものがございます。
- まず、訂正前は、小中の桶田1番1、これが起点側。緑で丸をしているこの部分になります。これが起点側。こちら側が終点側になりますので。起点側の表示が、訂正前は桶田の1番1であったものが、この表示の誤りで上道端土2178番という表示の誤りと。
- 委員長（黒須俊隆委員長） この上道端土が正しいわけですね。
- 石川達秀参事（建設課長事務取扱） はい。
- 委員長（黒須俊隆委員長） ちなみに、桶田1の1という地名はあるんですか。
- 石川達秀参事（建設課長事務取扱） 瑞穂の土地改良事業で、従前の換地前の土地の地番、それを誤って訂正前の表示にして、換地になった後の地番が上道端土2178ということで、誤りができた。
- 委員長（黒須俊隆委員長） これが全部、瑞穂の土地改良の換地前の地番を、換地前のものにしちゃったのが1から8なわけですね。違うやつもあるんですか。
- 石川達秀参事（建設課長事務取扱） 違うやつもあります。いろいろと訂正のものがございましてけれども。
- 委員長（黒須俊隆委員長） 換地前のものを載せちゃったというのは、まず理解できたんですけども。あとはほかに何があるんですか。
- 石川達秀参事（建設課長事務取扱） あとは、単純に地番を間違えた。例えば、この表の3番目、市道2-004号線、これでございますが。起点側が、訂正前は1006番であったものが1000番と。こういったものについては、これは市道を認定をするにあたって市の独自の決め

方がありまして、起点側、終点側あわせて道路の左側に隣接する土地の表示を表現しようというところで、それがなくなってなかったということで訂正をさせていただいたところです。

そういったところで、地番ですとかそういうものも含めて精査しまして、改めて訂正をさせていただくということでございます。

○委員長（黒須俊隆委員長） 土地改良だけでちょっと間違えちゃったというならいいんだけど、こうやって左側にやらなきゃいけないのにそうになっていなかったとか、そういうふうのも含めてこんなにまとめて出てきて、ほかの市道は大丈夫なんでしょうか。

○石川達秀参事（建設課長事務取扱） そちらについては、現在全てのチェックというのは現実的には難しいと思います。ただ、道路改良とかそういう調査をやる部分については、正しいかどうかというのは、その都度チェックをしていきたいというふうに考えております。

○委員長（黒須俊隆委員長） 委員の皆様、何か質問、よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（黒須俊隆委員長） それでは、建設課の皆さん、ご苦労さまでございました。

（建設課 退室）

○委員長（黒須俊隆委員長） それでは、これより議案のとりまとめに入りたいと思います。

はじめに、議案第10号 大網白里市下水道事業の設置等に関する条例の制定について、ご意見及び討論等ございませんでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（黒須俊隆委員長） ないようですので、それでは付託議案に対する審査結果の採決を行います。

議案第10号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（黒須俊隆委員長） 賛成総員です。

よって、議案第10号は原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第12号 市道の廃止及び変更について、ご意見及び討論等ございませんでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（黒須俊隆委員長） それでは、議案第12号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（黒須俊隆委員長） 総員賛成。

よって、議案第12号は原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第13号 「市道の廃止及び変更並びに認定について」の一部訂正について、ご意見及び討論等ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（黒須俊隆委員長） 意見がないようですので、それでは、議案第13号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（黒須俊隆委員長） 総員賛成。

よって、議案第13号は原案のとおり可決いたしました。

以上で当委員会に付託された議案の審査を終了いたします。

◎その他

○委員長（黒須俊隆委員長） 次に、その他ですが、何かございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（黒須俊隆委員長） 事務局からも、何かございますでしょうか。

（「閉会後に」と呼ぶ者あり）

○委員長（黒須俊隆委員長） それでは、協議事項、その他について終了したいと思います。

副委員長、お願いします。

○副委員長（石渡登志男副委員長） 以上をもちまして産業建設常任委員会を閉会いたします。

皆様、お疲れさまでございました。

（午後 2時30分）
